

国立大学法人鹿屋体育大学運営企画会議規則

改正 [平成16年4月1日]
規則第6号
平成23年2月7日
規則第4号
平成28年11月2日
規則第32号
平成30年3月29日
規則第37号
平成31年3月22日
規則第9号
令和4年2月2日
規則第6号
令和4年5月16日
規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（以下「通則」という。）第24条第2項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学運営企画会議（以下「運営企画会議」という。）の構成及び運営その他必要な事項について定める。

(組織)

第2条 運営企画会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 学長補佐
- (5) 附属図書館長
- (6) 各系主任
- (7) 教育企画・評価室長
- (8) 事務局長
- (9) 鹿屋体育大学事務局組織規程（平成16年規程第1号。以下「事務局規程」という）第2条に規定する事務局次長
- (10) 事務局規程第3条に規定する課等の長

(審議事項)

第3条 運営企画会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、鹿屋体育大学が教育研究活動等について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関する事項
- (2) 自己点検・評価の結果に基づく改善の指示及び改善状況の確認に関する事項
- (3) 中期目標・中期計画の実施状況及び実績報告に関する事項
- (4) 学校教育法第109条第2項及び第3項の規定に基づき、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価（認証評価）に関する事項
- (5) 教育研究組織の新設・改廃、学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針の見直しの検証に関する事項

- (6) 法人運営、教育研究及び大学運営に関する企画立案に関する事項
- (7) 法人運営、教育研究及び大学運営に関する企画立案及び意思決定を支援するために行う情報収集・分析及び公表に関する事項
- (8) その他学内の連絡調整に関する事項

(運営)

第4条 運営企画会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、運営企画会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、予め学長が指名する理事が、その職務を代行する。
- 4 運営企画会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 5 運営企画会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 運営企画会議は、月2回の定例会のほか、必要に応じて開催する。
- 7 議長は、運営企画会議の委員以外のものを会議に出席させ、所掌業務の進捗状況等について、その報告を求めることができる。

(事務)

第5条 運営企画会議の事務は、経営戦略課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、運営企画会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平23. 2. 7規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 11. 2規則第32号)

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (平30. 3. 29規則第37号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平31. 3. 22規則第9号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学機能強化検討会議要項(平成24年2月24日学長裁定)は、廃止する。

附 則 (令4. 2. 2規則第6号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令4. 5. 16規則第29号)

この規則は、令和4年5月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。